ロ　所得税法第百八十六条第二項第二号に掲げる賞与　その賞与の金額の六分の一に相当する金額と当該通常の給与等の金額との合計額に応ずる別表第一の乙欄に掲げる税額と当該通常の給与等の金額に応ずる別表第一の乙欄に掲げる税額との差額に六を乗じて計算した金額に相当する税額

4　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この項において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下この項において「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者として所得税法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号若しくは第百八十六条第一項第一号若しくは第二号又は第二百三条の三第一号から第三号までの規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、第二項第一号及び第二号並びに前項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

5　給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した居住者（以下この項において「対象居住者」という。）のこれらの申告書に源泉控除対象親族（所得税法第八十四条の二第一項に規定する特定親族に限る。以下この項において同じ。）である旨の記載がされた者（以下この項において「対象者」という。）が、他の者を、当該対象者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象親族として同法第百八十五条第一項第一号若しくは第二号又は第百八十六条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定の適用を受ける場合には、当該対象居住者は当該対象居住者の提出した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に源泉控除対象親族である旨の記載がされていないものとして、第二項第一号及び第二号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

6　給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、当該申告書にその者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるもの（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったもの）である場合には、これらの一に該当するごとに源泉控除対象親族が一人あると記載されているものとし、当該申告書に同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるものである場合には、これらの一に該当するごとに源泉控除対象親族が他に一人あると記載されているものとして、第二項第一号並びに第三項第一号イ及び第二号イの規定を適用する。

別表第一　令和９年１月１日以後の給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（法第五条の二十七関係）

（一）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額			甲								乙
			扶養親族等の数								
以上	未満		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
円	円		税額								税額
111,000円未満		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
											その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
111,000	113,000		140	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000		250	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000		350	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000		450	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000		550	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000		650	0	0	0	0	0	0	0	4,300
123,000	125,000		760	0	0	0	0	0	0	0	4,400
125,000	127,000		860	0	0	0	0	0	0	0	4,500
127,000	129,000		960	0	0	0	0	0	0	0	4,800
129,000	131,000		1,060	0	0	0	0	0	0	0	5,100
131,000	133,000		1,160	0	0	0	0	0	0	0	5,400
133,000	135,000		1,270	0	0	0	0	0	0	0	5,700
135,000	137,000		1,370	0	0	0	0	0	0	0	6,000
137,000	139,000		1,470	0	0	0	0	0	0	0	6,300
139,000	141,000		1,570	0	0	0	0	0	0	0	6,600
141,000	143,000		1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,900
143,000	145,000		1,780	160	0	0	0	0	0	0	7,200
145,000	147,000		1,880	270	0	0	0	0	0	0	7,500
147,000	149,000		1,980	370	0	0	0	0	0	0	7,800
149,000	151,000		2,080	470	0	0	0	0	0	0	8,100
151,000	153,000		2,180	570	0	0	0	0	0	0	8,400
153,000	155,000		2,290	670	0	0	0	0	0	0	8,700
155,000	157,000		2,390	780	0	0	0	0	0	0	9,000
157,000	159,000		2,490	880	0	0	0	0	0	0	9,300
159,000	161,000		2,590	980	0	0	0	0	0	0	9,600
161,000	163,000		2,700	1,080	0	0	0	0	0	0	9,900
163,000	165,000		2,800	1,180	0	0	0	0	0	0	10,200
165,000	167,000		2,900	1,290	0	0	0	0	0	0	10,500
167,000	169,000		3,000	1,390	0	0	0	0	0	0	10,800
169,000	171,000		3,090	1,480	0	0	0	0	0	0	11,100
171,000	173,000		3,170	1,550	0	0	0	0	0	0	11,400
173,000	175,000		3,240	1,620	0	0	0	0	0	0	11,700
175,000	177,000		3,310	1,690	0	0	0	0	0	0	12,000
177,000	179,000		3,380	1,770	0	0	0	0	0	0	12,400
179,000	181,000		3,450	1,840	150	0	0	0	0	0	12,700
181,000	183,000		3,520	1,910	300	0	0	0	0	0	13,000
183,000	185,000		3,590	1,980	370	0	0	0	0	0	13,500
185,000	187,000		3,670	2,050	440	0	0	0	0	0	14,200
187,000	189,000		3,740	2,120	510	0	0	0	0	0	14,900
189,000	191,000		3,810	2,200	580	0	0	0	0	0	15,600
191,000	193,000		3,880	2,270	650	0	0	0	0	0	16,300
193,000	195,000		3,950	2,340	720	0	0	0	0	0	17,100
195,000	197,000		4,020	2,410	800	0	0	0	0	0	17,800
197,000	199,000		4,090	2,480	870	0	0	0	0	0	18,500
199,000	201,000		4,170	2,550	940	0	0	0	0	0	19,200